

氏 名	むら た たか し 村 田 貴 司
学位(専攻分野)	博 士 (エネルギー科学)
学 位 記 番 号	エ ネ 博 第 25 号
学位授与の日付	平 成 12 年 1 1 月 25 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	エ ネ ル ギ ー 科 学 研 究 科 エ ネ ル ギ ー 社 会 ・ 環 境 科 学 専 攻
学位論文題目	原子力政策の社会的調和の可能性に関する研究

論文調査委員	(主 査) 教 授 神 田 啓 治	教 授 佐 和 隆 光	教 授 村 松 岐 夫
--------	----------------------	-------------	-------------

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、原子力政策を社会との調和の上に成立させること（原子力政策の社会的調和）に関する基本的考え方と具体的方策を論じた研究結果をまとめたものであり、得られた主な成果は以下のとおりである。

第1章は緒言であり、本研究の背景、目的、意義、構成等の記述である。

本章では、原子力開発に対する社会の忌避感、不信感が高まっている我が国の状況を踏まえ、今後の原子力政策の形成と実施における社会的な調和のための条件について提言を行うことが、本研究の目的であることを示している。

第2章は、原子力が調和を図るべき社会の性格についての分析であり、社会が原子力に対して求めている条件についての評価に関するものである。

まず、原子力が直面している問題を変化する社会の側から考えることが、原子力という広範な技術体系を社会と調和的な存在として位置づけるための条件を明らかにする、との仮説に立ち、社会を「知識社会」と定義づけている。情報量と情報伝達手段の急速な拡大を特徴とする「知識社会」では、「知」が単なる情報以上のものとして社会の中に広がり、解釈され、様々な立場から実践される。一方、個人の側には、高付加価値情報量、非関心情報量は少ないという情報過疎の状況が生じている。この二重構造を有する「知識社会」（「知識社会」の二重構造）では、政策を形成、実施する者には、国民一人ひとりを念頭に置いてわかりやすく説明する責任（アカウンタビリティ）と自己言及努力が求められる、と本章では結論づけている。また、技術が社会との関係において、また社会が技術との関係においてどのような状況にあるかを国民が自らの問題として考える体制を構築し、その上での国民の判断を踏まえた政策形成がなされるべきことを明らかにした。

第3章は、地方分権社会の原子力活動にかかる問題点の分析、評価と、提言である。我が国の原子力開発は、立地等地域社会との関係で困難な状況を迎えているが、本章では、地方分権の潮流の中で原子力開発の位置づけについて合意が十分なされておらず、意志決定を行うための制度に改善の余地があるとの仮説に基づき、制度改善に関する提言を行っている。

具体的には、地方分権が国の統治機構の基本として制度的に確立されている中で、原子力開発に関する問題が中央政府と地方政府（州・ラント）との間における地方分権の基本的な問題として争われたドイツの事例を参照しつつ、原子力活動と地方分権の問題に関する制度的問題、例えば地方自治体と事業者との間の安全協定等の問題点を明らかにし、制度的提言を行った。

第4章は、最近のドイツにおける原子力政策形成過程の動態的側面の分析を通じて得られた教訓を踏まえつつ、原子力政策の社会的調和の過程を政治的な統合過程としてとらえ、政策形成のために社会が共有すべき基本的な理論と具体的な実践方法について分析、評価している。

統合のあり方に関する理論の検討では、伝統的な政治哲学者の理論の中から、アリストテレスの「知慮（フロネーシス）」の実践という視点を摘出し、原子力政策の策定過程も、真理への誠実さと、正義に向かったの普遍化をめざす「知慮」を追求するものでなければならない、としている。この観点から、原子力委員会の原子力政策円卓会議の機能強化について提言

した。

第5章では、「知識社会」の二重構造の中で、原子力を含む高度な科学技術活動が調和的存在足りうるための環境を整備することを念頭に、「中央科学技術館・研究所」の設立を提唱し、その基本的な要件を明らかにした。まず、科学技術分野の政策にかかる社会的な合意形成の前提として、国民の科学技術全般に関する情報そしゃく能力（科学技術リテラシー）の涵養が必須条件であるとの認識から、そのための体制整備が必要である、としている。このために科学技術系の博物館を取り上げ、現行法体系の見直しと、「科学技術リテラシー」涵養の中心として機能する「中央科学技術館・研究所」の設立、同施設に併設するものとしての「社会教育用原子炉」施設の機能等について提言している。

第6章は、結論で、本研究により得られた成果を総括している。

本章では、原子力政策の形成および実施にかかる社会的調和問題の解決は、①政策立案・推進者としての「国」、②原子力開発の当事者としての「事業者」、③地方分権議論の中でその位置づけが高まることになる「地方自治体」、④社会の担い手としての「国民・住民」が、アリストテレスの「知慮」の実践を可能とする環境の中で、議論を深めることからのみ、達成されるものであることを明らかにしている。

本論文は、原子力が直面している問題を社会の側から考えることが、原子力を社会と調和的な存在として位置づけるための条件を明らかにする、との仮説を検証し、それに基づき二重構造の「知識社会」における原子力活動の社会的調和可能性に関する提言をまとめたものである。その成果は、原子力分野の活動のみならず、生命科学技術、情報科学技術等の先端的な科学技術分野、航空宇宙産業、鉄道事業等の巨大なシステム技術を扱う産業分野に関する活動が、社会と調和的存在たり得るための基盤条件を明らかにした。

論文審査の結果の要旨

本論文は、原子力政策の形成及び実施過程において近年特にその必要性が唱えられている社会との調和問題について、国内外の事例を参考に、研究した結果をまとめたものであり、得られた主な成果は次のとおりである。

まず、原子力が直面する問題を変化する社会の側から考え、原子力を社会と調和的な存在として位置づけるための条件を明らかにすることが重要であるとの認識を示し、この問題に係る国、事業実施者のみならず、地方自治体、一般国民の相関関係を示したことは、原子力に関する問題解決の基本を提示したものである。その際、現代社会を二重構造を有する「知識社会」と規定し、この社会を形成する国民の科学技術全般に関する情報そしゃく能力涵養の重要性等を明らかにした。

次に、今後の地方分権社会において原子力活動の社会的な調和の実をあげるためには、多くの制度的問題を解決しなければならないことを明らかにした。特に原子力施設をめぐる中央政府と地域政府（ラント）間で密度の高い交渉が行われた地方分権国家ドイツの事例を参照し、安全協定等実務に直接関係する問題について、制度論的観点から問題点を摘出し、解決方法を明らかにした。

さらに、ドイツの原子力政策形成過程の動態的分析を通じ、制度的課題のみならず、政策形成のために社会が共有すべき基本的な思想に関し、アリストテレスの「知慮（フロネーシス）」実践の重要性を明らかにし、原子力委員会の原子力政策円卓会議運営に関する政策提言を行った。

また、国民の「科学技術リテラシー」の涵養に向け、現行法体系の見直しと、「中央科学技術館・研究所」に関する提言を行い、科学技術活動の成果の社会的応用に関し、国民が主体的、合理的に判断するのに必要な知識、素養を十分に獲得した状況で討議が行われ、その結果が政策に反映されてはじめて、科学技術活動と社会との調和ある展開が図られるとの視点を提示した。特に「社会教育用原子炉」施設に関する提言は、従来行われている、いわゆる原子力の社会的受容に関する諸活動の枠を超える重要な提言である。

これらをまとめると、原子力活動等の科学技術活動が社会との関係で調和的存在たり得るための基盤条件について、社会学、地方自治制度論、政治思想論、科学技術政策論的観点から分析、評価を行ったものである。特に「科学技術リテラシー」に関する提言は、今後社会が原子力活動を担うに足る社会性のある研究者、事業者を輩出するための基盤条件を示すものでもある。

本論文の研究結果は原子力分野にとどまらず、広く科学技術全般と社会のあり方にかかる今後の政策方向を示す内容とな

っており、研究によって得られた成果は、学術上のみならず、實際上寄与するところが少なくない。

よって、本論文は博士（エネルギー科学）の学位論文として価値あるものと認める。また、平成12年9月11日実施した論文内容とそれに関連した試問の結果合格と認めた。